

京都市会訓令甲第1号

市会事務局

京都市会訓令の読点の表記を改める規程を次のように制定する。

令和4年7月1日

京都市会議長 田中 明秀

この訓令の施行の際現に効力を有する本市会の訓令において、読点として表記する「、」を「,」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

(市会事務局総務課)